

D P C対象病院等の合併・退出に係る報告について

1. D P C対象病院の合併

(1) 概要

- D P C制度において、D P C対象病院及び準備病院について合併・分割の予定があり、継続してD P C制度への参加を希望している場合は、D P C制度への継続参加の可否について中医協総会の委任を受けた「D P C合併・退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今回は1件の合併案件について審査を行った。

(2) 個別審査

① 宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院等

- 当該病院より、平成29年4月1日に病院合併の予定があり、合併後の病院においても、D P C制度へ継続参加を希望している旨の連絡があり、「D P C対象病院等の合併に係る申請書」が提出された。
- (※) 出来高算定病院：D P C対象病院・D P C準備病院以外の医療機関をいう。

- 病院から提出された合併に係る「申請書」で確認した合併前後の状況は以下の表のとおりである。

	合併前病院①	合併前病院②	合併後病院
	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院
保険医療機関の所在地	大阪府大阪市東淀川区柴島1-7-50	大阪府大阪市東淀川区東中島6-9-3	大阪府大阪市東淀川区柴島1-7-50
所属する医療圏	大阪市医療圏	大阪市医療圏	大阪市医療圏
総病床数(予定)	630床	27床	581床
D P C算定病床数(予定)	630床	0床	540床
入院中患者の引継ぎ	—	—	有
病院職員の引継ぎ	—	—	有
届出(予定)入院基本料	一般(7対1)	緩和ケア	一般(7対1)・緩和ケア
A207診療録管理体制加算の届出(予定)	有	無	有

D P C調査への適切な参加（予定）	有	—	有
適切なコーディングに関する委員会の設置（予定）	有	無	有
合併前の主たる病院がD P C対象病院であること	○	—	—
直近1年間の継続したD P Cデータの提出	有	無	—
直近1年間のデータ／病床比1か月あたり	0. 875以上	—	—

○ 審査結果は以下の表のとおりである。

名 称	所在地	審査結果
宗教法人在日本南プレスビテリアン ミッション淀川キリスト教病院	大阪府大阪市東淀川 区柴島 1-7-50	D P C制度への継続参加を認める。

【参考】 D P C制度への継続参加要件について

D P C対象病院の合併後、分割後以降のD P C制度への継続参加に原則として必要な要件は以下のとおりである。

合併又は分割に係る基準

- 合併前の主たる病院がD P C対象病院であること。
- 申請の直近1年間以上にわたり継続してD P Cデータが提出されていること。
- 申請の直近1年間のデータ／病床比が1月あたり0. 875以上であること。

※審査の観点

- 合併・分割前の病院と後の病院で、入院している患者や勤務している職員等の引き継ぎ状況の観点から、病院の機能・診療実態等について一定の連続性が認められること。
- 合併・分割後の病院がD P C対象病院の基準を継続的に満たすことが期待されること。
 - ① 7対1又は10対1入院基本料の届出
 - ② A207診療録管理体制加算の届出
 - ③ D P C調査への適切な参加が可能
 - ④ データ／病床比が1月あたり0. 875以上

2. DPC制度からの退出

(1) 概要

- DPC対象病院が、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急にDPC制度から退出する場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中医協総会の委任を受けた「DPC合併・退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。また、特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加することとしている。
- 今回は1件の退出案件について審査を行った。

(2) 個別審査

① 医療法人社団明芳会新葛飾病院

- 当該病院より、平成28年6月1日付けでDPC制度からの退出に係る届出書が提出されたことから、DPC合併・退出等審査会において審査を行った。
- 病院から提出された合併に係る「申請書」で確認した退出理由は以下の表のとおりである。

名称	所在地	DPC算定病床数	退出理由
医療法人社団明芳会新葛飾病院	東京都葛飾区堀切3-26-5	142床	当該病院の地域での役割が変化し、在宅復帰に向けた集中的なリハビリテーションを主とする病院（回復期リハビリテーション病院）に機能変更をするため

- 審査結果は以下の表のとおりである。

名称	所在地	審査結果
医療法人社団明芳会新葛飾病院	東京都葛飾区堀切3-26-5	・DPC制度からの退出を認める。 ・次回診療報酬改定までは、退院患者調査に適切に参加することとする。

3. D P C 準備病院の合併

(1) 概要

○ D P C 制度において、D P C 準備病院が D P C 準備病院等（D P C 対象病院以外）と合併・分割の予定があり、継続して D P C 制度への参加を希望している場合は、D P C 制度への継続参加の可否について、中医協総会の委任を受けた「D P C 合併・退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。

○ 今回は 1 件の合併案件について審査を行った。

(2) 個別審査

① 医療法人豊和会新札幌豊和会病院等

○ 当該病院より、平成 29 年 8 月 1 日に病院合併の予定があり、合併後の病院においても、D P C 制度へ継続参加を希望している旨の連絡があり、「D P C 対象病院等の合併に係る申請書」が提出されたことから、D P C 合併・退出等審査会において審査を行った。

○ 病院から提出された合併に係る「申請書」で確認した合併前後の状況は以下の表のとおりである。

	合併前病院①	合併前病院②	合併後病院
	医療法人豊和会 新札幌豊和会病院	医療法人豊和会 豊和会札幌病院	医療法人豊和会 新札幌豊和会病院
保険医療機関の所在地	北海道札幌市厚別区大谷地東 2-5-12	北海道札幌市豊平区豊平 5 条 2-3-7	北海道札幌市厚別区大谷地東 2-5-12
所属する医療圏	札幌医療圏	札幌医療圏	札幌医療圏
総病床数（予定）	105 床	35 床	140 床
D P C 算定病床数（予定）	105 床	35 床	140 床
入院中患者の引継ぎ	—	—	有
病院職員の引継ぎ	—	—	有
届出（予定）入院基本料	一般（10 対 1）	一般（10 対 1）	一般（10 対 1）
A207 診療録管理体制加算の届出（予定）	有	有	有
D P C 調査への適切な参加（予定）	有	有	有

適切なコーディングに関する委員会の設置(予定)	有	有	有
合併前の主たる病院がDPC準備病院であること	○	—	—
直近1年間の継続したDPCデータの提出	有	有	—

○ 審査結果は以下の表のとおりである。

名 称	所在地	審査結果
医療法人豊和会新札幌豊和会病院	北海道札幌市厚別区 大谷地東 2-5-12	DPC制度への継続参加を認める。

【参考】DPC準備病院としての継続要件について

DPC準備病院の合併又は分割に係る基準は以下のとおりである。

DPC準備病院の合併又は分割に係る基準

- 合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。
- 申請の直近1年間以上にわたり継続してDPCデータが提出されていること。
- 申請の直近1年間のデータ/病床比が1月あたり0.875以上であること。

※DPC準備病院の合併又は分割に係る審査の観点

- 合併・分割前の病院と後の病院で、入院している患者や勤務している職員等の引き継ぎ状況の観点から、病院の機能・診療実態等について一定の連続性が認められること。
- 合併・分割後の病院がDPC対象病院の基準を継続的に満たすことが期待されること。
 - ① 7対1又は10対1入院基本料の届出
 - ② A207診療録管理体制加算の届出
 - ③ DPC調査への適切な参加が可能
 - ④ データ/病床比が1月あたり0.875以上

4. その他

複数の委員から、制度導入から一定の期間が経過し状況が大きく変化していることや、合併・退出等に係る効率的な制度運用の観点から、審査の簡素化を検討すべきとの指摘があった。

平成 28 年 3 月 25 日保医発第 0325 第 7 号
「DPC 制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

第 1 DPC 対象病院

(略)

3 DPC 対象病院の合併又は分割について

(1) DPC 対象病院の合併について

DPC 対象病院が、DPC 対象病院等 (DPC 制度参加病院以外を含む) と合併の予定があり、合併後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、合併 (予定) 年月日の 6 か月前までに、別紙 2 「DPC 対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙 3 「DPC 対象病院等の合併に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) DPC 対象病院の分割について

DPC 対象病院が分割の予定があり、分割後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、分割 (予定) 年月日の 6 か月前までに、別紙 4 「DPC 対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙 5 「DPC 対象病院等の分割に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC 制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- ② 申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近 1 年の (データ/病床) 比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1) 又は (2) の申請書が提出された場合は、(3) に掲げる基準及び申請書の記載内容から DPC 制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後も DPC 対象病院として DPC 制度に継続参加するものとする。

(5) 申請が認められなかった場合について

申請が認められなかった病院は、合併又は分割年月日に DPC 制度から退出するものとする。この場合、当該病院は別紙 6 「DPC 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。(合併又は分割年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。)

(6) 審査後の決定内容は、当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1 回に限り別紙 9 に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定するものとする。また、当該審査の

内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(7) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。

- ① 合併又は分割年月日の直近1年間のデータが遅滞なく提出されていること。
- ② 合併又は分割年月日の直近1年間の(データ/病床)比が1か月あたり0.875以上であること。
- ③ 合併又は分割後、6か月以上のデータが遅滞なく提出されていること。
- ④ 合併又は分割後、6か月の(データ/病床)比が1か月あたり0.875以上であること。

この場合、当該病院は別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙11「DPC準備病院届出書」及び別紙12「DPC準備病院届出書(別紙)」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

(略)

第2 DPC準備病院

(略) 9

3 DPC準備病院の合併又は分割について

DPC準備病院がDPC準備病院等(DPC対象病院以外)と合併の予定があり、合併後もDPC準備病院として継続を希望している場合、又はDPC準備病院が分割の予定があり、分割後もDPC準備病院として継続を希望している場合は、第1の3に準じた取扱いとする。

(略)

中医協 退－3（別紙2） 2 9 . 2 . 8

中医協 総－6 2 8 . 7 . 2 7

中医協 退－1（改） 2 8 . 6 . 2 2

DPC 対象病院の「合併」「分割」の定義等について

- DPC 制度においては、病院の合併または分割前後で DPC 対象病院としての要件を満たすことができなくなる可能性があるため、合併または分割後も DPC 制度へ継続参加を認めるかについて退出等審査会において審査を行っている。
- 今般、退出等審査会における審査の必要性を認識せず、本来6ヶ月前までに必要であった申請を行っていなかった医療機関があり、平成28年4月27日の中医協において退出等審査会が審査する合併（以下、「合併」という）の定義を明確化するべきとの指摘があった。

※ なお、DPC 制度における手続き遺漏の際の対応については、同日の中医協において DPC 評価分科会で今後検討を行うこととされた。

- 以上を踏まえ、合併の定義を以下の通り明確化することとしてはどうか。また、併せて退出等審査会が審査する分割（以下「分割」という。）の定義も明確化することとしてはどうか。
- さらに、「退出等審査会」の名称についても「合併・退出等審査会」とすることとしてはどうか。

合併の定義（案）

- 合併とは、
 - ・ 複数の DPC 対象病院等（DPC 制度参加病院以外を含む。）が医療法上の許可病床の増減（廃止、新設を含む）に関わる届出を提出した場合において、当該病院の合計数が減少すること
- ※ DPC 準備病院は上記の定義に準ずる

分割の定義（案）

- 分割とは、
 - ・ DPC 対象病院が医療法上の許可病床の増減（廃止、新設を含む）に関わる届出を提出した場合において、DPC 対象病院等（DPC 制度参加病院以外を含む。）の合計数が増加すること
- ※ DPC 準備病院は上記の定義に準ずる

平成 28 年 3 月 25 日保医発第 0325 第 7 号
「DPC 制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

4 DPC 制度からの退出について

(2) 退出の手続き

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、①、②の手続きによらず緊急に DPC 制度から退出する必要がある病院(特定機能病院は除く。)は、別紙 8「DPC 制度からの退出に係る届出書(特別の理由がある場合)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の 4 か月後の初日に DPC 制度から退出するものとする。(退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。)

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1 回に限り別紙 9 に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(特別な理由の例)

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- DPC 調査に適切に参加できなくなった場合

(略)

(4) 退出した病院の DPC 調査への参加について

④ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC 調査に適切に参加しなければならないものとする。

D P C 合併・退出等審査会 委員名簿

代表区分	氏 名	役 職 名
支払側委員	吉森 俊和	全国健康保険協会理事
	幸野 庄司	健康保険組合連合会理事
診療側委員	松本 純一	日本医師会常任理事
	万代 恭嗣	日本病院会常任理事
公 益 委 員	○ 印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
	◎ 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授

◎審査会長
○審査会長代理

D P C 合併・退出等審査会運営要綱

(所掌事務)

第1条 D P C 合併・退出等審査会（以下「審査会」という。）は、D P C 制度に参加する医療機関の、合併、分割以降のD P C 制度への継続参加の申請及び特別の理由により緊急に退出する必要がある場合に、中央社会保険医療協議会総会の委任を受け、D P C 制度への継続参加の申請及び退出の可否について、審査・決定を行う。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員7名をもって組織する。

- 一 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第一号に掲げる委員のうち2名
 - 二 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第二号に掲げる委員のうち2名
 - 三 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第三号に掲げる委員のうち3名
- 2 委員長は前項第三号に掲げる委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長は審査会を総理し、審査会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 審査会は、第2条第一項各号に掲げる委員各1名以上を含む委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(審査の議決)

第4条 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について、予め意見書を提出することができる。

(開催)

第6条 審査会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第7条 審査会は非公開とする。

(審査結果の通知、不服意見書)

第8条 審査結果は、申請のあった医療機関に通知するものとする。

- 2 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合は、1回に限り不服意見書を提出することができる。

(再審査)

第9条 不服意見書が提出された場合は、再審査を行うこととし、審査結果を当該医療機関に通知するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審査結果を中央社会保険医療協議会総会に報告することとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成23年12月16日から施行する。

附 則 (所掌事務、定足数の変更)

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (名称の変更)

この要綱は平成28年7月27日から施行する。